

## (引越) 事業区域を定める貨物自動車運送事業運賃料金

### 1. 車扱運賃料金

#### I. 引越運賃率表 (時間制・距離制)

(単位：円)

車種別		(税 込)								
		1ト車 まで	2ト車 まで	3ト車 まで	4ト車 まで	5ト車 まで	6ト車 まで	8ト車 まで	10ト車 まで	12ト車 まで
時間 制	4時間制	16,918	18,634	19,976	22,121	23,518	24,827	27,962	30,635	33,275
	8時間制	28,182	31,284	33,396	36,872	40,832	43,472	47,916	52,360	57,233
	基礎作業時間8時間を 超える場合は1時間まで を増すごとに	2,849	3,080	3,300	3,509	3,707	4,026	4,499	4,994	5,280
距離 制	10kmを超え 110kmまで	31,262	34,573	36,938	39,391	43,637	47,905	54,054	59,928	61,996
	120 "	32,549	36,014	38,478	41,074	45,463	49,907	56,320	62,392	64,603
	130 "	33,847	37,488	40,007	42,724	47,311	51,920	58,608	64,900	67,199
	140 "	35,123	38,929	41,558	44,374	49,126	53,933	60,874	67,474	69,817
	150 "	36,432	40,381	43,098	46,046	50,974	55,957	63,140	70,048	72,413
	160 "	37,708	41,800	44,638	47,696	52,800	57,959	65,406	72,600	75,031
	170 "	39,006	43,252	46,178	49,346	54,648	59,950	67,716	75,174	77,638
	180 "	40,282	44,704	47,707	51,018	56,474	61,985	69,971	77,737	80,245
	190 "	41,591	46,145	49,247	52,679	58,300	63,998	72,248	80,278	82,841
	200 "	42,889	47,597	50,809	54,329	60,126	66,000	74,514	82,852	85,459
	200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに	2,299	2,552	2,717	2,904	3,223	3,553	4,004	4,444	4,598
	500kmを超え 50kmまでを増すごとに	5,764	6,402	6,820	7,304	8,074	8,855	9,966	11,110	11,473

#### II. 引越運賃料金適用方

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、利用引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

(運賃料金の適用)

- この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100

キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

(運賃料金計算の基本)

- 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にまたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後  
にまたがる場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間  
が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計  
算します。

3. 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によ  
るものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程に  
より計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程に  
よります。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）  
及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運  
賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算しま  
す。

(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額  
を

基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算しま

す。

- (3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ  
加

算した上で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた1円未満の端数は、1円単  
位に四捨五入します。

(冬期割増)

6. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式  
により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地 域	期 間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・ 富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県 の全県	自 12月 1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・ 二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉 伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・ 南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・ 河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・		

益田郡・郡上郡		
---------	--	--

(休日割増)

7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る。	2割
----------------------	----

(深夜・早朝割増)

8. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に

対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る。	3割
------------------------------	----

(車両留置料)

9. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

車種別 時間	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	12トン車を 超え2トンを増 す車種まで ごとに
30分まで ごとに	1,232 円	1,364 円	1,463 円	1,562 円	1,716 円	1,881 円	2,145 円	2,365 円	2,464 円	198 円

(運賃及び料金の額)

10. 運賃及び料金はそれぞれ消費税及び地方消費税を含みます。

(計算の順序)

11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ②割増率の適用の計算
- ③上下それぞれ10%幅の適用計算

④ 5. による運賃の端数処理

⑤ 料金の計算

⑥ 実費の計算

(実費負担)

1 2. 次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

(1) 荷役作業員料 (運転手作業員料を除く)、荷造作業員料、開梱作業員料、諸資材料 (運搬料を含む)

(2) 特殊荷役機械使用料

(3) 有料道路利用料

(4) 一時保管料

1 3. フェリーボート利用料

(1) 実車キロが100キロメートル以内の運送 (時間制運賃) であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合 (4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業) には次の式により算出した金額を収受します。

使用車両の航送料 (助手に係る旅客運賃を含む)  $\times 2$

ただし、基礎作業時間 (4時間又は8時間) を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

(2) 実車キロが100キロメートルを超える運送 (距離制運賃) であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料 (助手に係る旅客運賃を含む) + 航送期間中の固定費 (1時間当り車両留置料相当額  $\times$  航送所要時間)}  $\times 2$

(その他)

1 4. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(適用日 : 2019年10月1日)

消費税 : 10%